一般社団法人中部経済連合会 定款

第１章　総則

（名称）
第１条　本会は、一般社団法人中部経済連合会（英文名 Central Japan Economic Federation 略称「中経連」）と称する。

（事務所）
第２条　本会は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

（目的）
第３条　本会は、内外の産業経済等に関する諸問題を調査研究し、中部経済界としての意見をとりまとめて、その実現を図り、同地域経済の総合的な振興を通して、我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

（事業）
第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)委員会及び懇談会を設置して、内外の産業経済問題等に関して意見をとりまとめ、これを表明し、その実現を図ること。
(2)内外の産業経済問題等を調査研究し、その成果を普及すること。
(3)内外の産業経済等に関する資料、情報を収集、配布し、併せて機関誌の発行、講演会等の開催を行うこと。
(4)内外の産業経済界等との連絡連携を図ること。
(5)前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

２ 前項に掲げる事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第２章　会員

（法人の構成員）
第５条 本会の会員は､本会の目的に賛同して入会した法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とし、会員の種類は、法人会員、団体会員、特別会員及び個人会員とする。

２ 特別会員は会員である法人又は団体のうち、会員の登録者以外の者であって、本会の趣旨に賛同してその事業の遂行に協力する者とする。

３　第１項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第６条　本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出して申し込まなければならない。

２　入会については、会長が承認しこれを本人に通知するものとする。

３　法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する１人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

４　会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（会費）

第７条　会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

（退会）

第８条　会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

２　会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

(1)　後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(2)　死亡し又は失踪宣告を受けたとき。

(3)　法人又は団体が解散し又は破産したとき。

(4)　会費を納入せず、督促後なお会費を１年以上納入しないとき。

（除名）

第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1)　本会の定款又は規則に違反したとき。

(2)　本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3)　その他除名すべき正当な事由があるとき。

２　前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対して、除名の決議を行う総会の日から１週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）
第 10 条　会員が第８条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

２ 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第３章　理事及び監事

（理事及び監事の設置）
第 11 条　本会に、次の役員を置く。
(1) 理事　3 人以上 30 人以内
(2) 監事　2 人以上 5 人以内

２ 理事のうち、1 人を会長、20 人以内を副会長、1 人を専務理事、3 人以内を常務理事とする。

３ 会長、副会長のうちから 2 人以内、及び専務理事を、代表理事とする。

４ 会長、副会長及び専務理事以外の理事のうちから 5 名以内をもって、法人法第 91 条第 1 項第 2 号に定める業務を執行する理事（以下、「業務執行理事」という）とする。

（選任）
第 12 条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２ 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事のうちから選定する。

３ 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事のうちから選定する。

４ 監事は、本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）
第 13 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２ 会長は、本会の業務を統轄するとともに、本会を代表し、業務を執行する。

3　副会長は、会長を補佐する。　副会長のうち代表理事として選定された副会長は、本会を代表し、業務を執行する。

4　専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、本会を代表し、業務を執行する。

5　常務理事は、専務理事を補佐する。

6　業務執行理事は、代表理事を補佐し、本会の業務を分担執行する。

7　代表理事及び業務執行理事は、法人法第 91 条第 2 項に基づき、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 14 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（任期）

第 15 条　理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2　補欠又は増員として選任された理事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の任期の満了する時までとする。

3　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。

4　補欠として選任された監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了する時までとする。

5　理事又は監事は、第 11 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第 16 条　理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第 17 条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第 18 条　本会は、法人法第 114 条の規定により、理事及び監事の法人法第 111 条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第４章　総会及び理事会

（総会の構成及び権限）

第 19 条　総会は、すべての会員をもって構成し、総会の種類は、定時総会及び臨時総会とする。

２　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

３　総会は、法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議することができる。

（開催）

第 20 条　定時総会は、毎事業年度終了後３箇月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認めたとき

(2)総会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する会員から、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき

（招集）

第 21 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

２　総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその他法令で定める事項を記載した書面により、開催日の２週間前までに通知しなければならない。

（議長）
第 22 条　総会の議長は、会長がこれにあたる。

２ 会長が欠員又は事故あるときは、他の代表理事がこれにあたる。

（議決権及び決議）
第 23 条　総会における議決権は、会員１名につき１個とする。

２ 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

３ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
(1)会員の除名
(2)監事の解任
(3)定款の変更
(4)解散
(5)その他法令で定められた事項

４ 総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって又は代理人によって、その議決権を行使することができる。

５ 前項の規定により、書面又は代理人により議決権を行使する会員は、出席した会員の議決権の数に算入する。

６ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第２項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 11 条第１項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第 24 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 議事録には、議長及び出席した会員の中から議長が指名する議事録署名人２名が記名押印する。

（理事会の構成）
第 25 条　本会に理事会を置く。

２ 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 26 条　理事会は、次の職務を行う。

(1) 法人法第 90 条第 4 項に定める事項その他重要な業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事並びに代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 前各号のほか、法令及び定款に別に定める事項

（招集）

第 27 条　理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

２ 会長が欠けたとき又は事故あるときは、他の代表理事が理事会を招集する。

３ 理事会を招集するときは、理事会の開催日の１週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

４ 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議長）

第 28 条　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

２ 会長が欠けたとき又は事故あるときは、他の代表理事がこれを行う。

（決議）

第 29 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 30 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２ 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　　政策議員、特別顧問、顧問、参与及び評議員

（常任政策議員及び政策議員）
第 31 条　本会に、会員の中から常任政策議員及び政策議員を、それぞれ複数名置くことができる。

２ 常任政策議員及び政策議員は、総合政策会議の推薦により、会長が委嘱する。

３ 常任政策議員及び政策議員は、本会の事業に関して会長の諮問に応え、又は会長に対して意見を述べることができる。

４ 第 15 条第 1 項及び 2 項の規定は、常任政策議員及び政策議員に準用する。

（特別顧問、顧問及び参与）
第 32 条　本会に、特別顧問、顧問及び参与を、それぞれ複数名置くことができる。

２　特別顧問は、会長を退任したもののうちから、総合政策会議の推薦により、会長が委嘱する。

３　特別顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長に対し意見を述べることができる。

４　顧問及び参与は、総合政策会議の推薦により、会長が委嘱する。

５　顧問は、本会の業務に関して会長の諮問に応え、又は会長に対し意見を述べることができる。
　参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

６　第 15 条第１項及び２項の規定は、特別顧問、顧問及び参与について準用する。

（評議員）
第 33 条　本会に、評議員を複数名置くことができる。

２ 評議員会議長及び評議員は、総合政策会議の推薦により、会長が委嘱する。

３ 第 15 条第 1 項及び 2 項の規定は、評議員会議長及び評議員に準用する。

第６章　その他の会議体

（総合政策会議）
第 34 条　本会に、事業に関する事項を審議又は意見具申するために、総合政策会議を置くことができる。　但し、総合政策会議は、理事会に付与された権限

を制約することはできない。

２ 総合政策会議の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

（常任政策議員会議）

第 35 条 本会に、事業に関する重要な事項を意見具申するために、常任政策議員会議を置くことができる。

２ 常任政策議員会議の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

（評議員会）

第 36 条 本会に、事業に関し会長の諮問に応え又は意見具申するために、評議員会を置くことができる。

２ 評議員会は、評議員会議長がこれを招集する。

３ 評議員会に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

（委員会）

第 37 条　本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

２ 委員会は、その目的とする事項について、調査、研究し又は審議する。

３ 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第 38 条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された財産
(2)入会金収入
(3)会費収入
(4)寄附金品
(5)資産から生ずる収入
(6)事業に伴う収入
(7)その他

（資産等の管理）
第 39 条　本会の資産及び経費は、会長及び専務理事が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

（事業年度）
第 40 条　本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第 41 条　本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

２　前項の承認を受けた書類は、定時総会に提出し、その内容を報告するものとする。

３　第１項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）
第 42 条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第５号までの書類については承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の制限）
第 43 条　本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第８章　定款の変更、解散等

（定款の変更）

第 44 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第 45 条　本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第 46 条　本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（公告の方法）
第 47 条　本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

２　前項の規定にかかわらず、貸借対照表の公告については、法人法第 128 条第 3 項に規定する電磁的方法により提供することができる。

第９章　補則

（事務局）
第 48 条　本会に、事務を処理するため事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長は、理事会の同意を得て会長が任免し、職員は会長が任免する。

（委任）
第 49 条　この定款に定めるもののほか、当会の運営に関する事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附則（２０１２年４月１日）

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　本会の最初の代表理事は、三田敏雄、松下雋、岩田義文及び伊藤範久とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

４　社団法人中部経済連合会の会員である者は、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。

５　社団法人中部経済連合会の会費規定、役員報酬規程等の諸規定等は、一般社団法人中部経済連合会の諸規定等として引き継ぐものとし、法人格の表記その他の事項は、読み替えるものとする。

制定　　２０１２年４月１日

改訂　第１回　２０１２年６月１１日

　　第２回　２０１５年６月８日

　　第３回　２０１７年６月６日

　　第４回　２０２０年６月２日

　　第５回　２０２３年６月１３日